

国民年金保険料をクレジットカードで納付することができるようになります

国民年金保険料の納めやすい環境の整備を目的として、平成20年2月1日から指定代理納付者制度（「クレジットカード納付」）が施行されます。

具体的な事務の内容については、検討が重ねられており、分かり次第お知らせいたします。今回はクレジットカードでの納付の疑問についてお答えします。

（平成20年2月1日施行）

Q & A

Q1 何月分の保険料からクレジットカードで納付することができるのですか。

A 平成20年2月から申し込みを開始し、平成20年3月分保険料から納付することができます。

Q2 クレジットカードで納付を申し込んだ場合の流れはどうなるのですか。

A 図Iのとおりです。なお図I中の⑤「保険料の立替払い」予定日は納付対象月の末日であり、⑦「カード会社への支払い」は、各クレジットカード会社が定める日になります。

Q3 クレジットカード納付の対象となる保険料は口座振替と同様ですか。

A クレジットカード納付の対象となる保険料は、定額保険料及び付加保険料込みの定額保険料です。多段階免除の保険料につきましては、クレジットカード納付の対象ではありません。

Q4 クレジットカードでの納付方法は口座振替での納付方法と同様ですか。

A また、クレジットカードで納付した場合には、割引はあるのでしょうか。

A クレジットカードによる納付方法は、毎月定期的に納付する方法と1年前納、半年前納ですが、口座振替では行われる当月末振替（早割）の50円割引はありません。

また、クレジットカードによる1年前納と半年前納の保険料の割引は、納付書による納付の割引額と同様です。

Q5 前納を希望する場合は、何月までに申し込みをする必要がありますか。

A 1年前納を希望する場合は、2月末日までに申し込みください。半年前納は、4月末日の前納を希望する場合は、2月末日までに、10月末日の前納

を希望する場合は8月末日までに申し込みください。

なお、申し込みが間に合わなかった場合は、次の前納月までは、毎月納付になります。

Q6 現在、口座振替を利用しているのですが、クレジットカード納付を申し込んでから開始されるまでの期間はどのようになりますか。

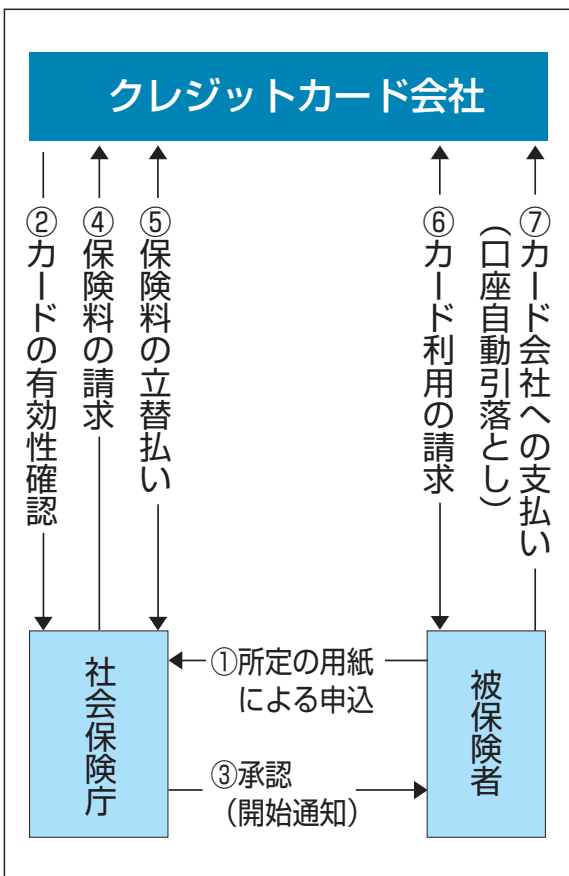
A 初回申込み手続きに1ヵ月程度かかります。手続きが完了すると、「国民年金保険料クレジットカード納付のお知らせ」をお送りいたします。事務処理完了までの期間につきましては、従来の方法により納付していただきます。

なお、現在口座振替を利用されている場合は、事務処理完了までの期間につきましては、納付書により現金で納付していただきます。

Q7 クレジットカード納付に関して、被保険者が申請する際に使用する帳票にはどのようなものがありますか。

A 図IIのとおりです。

図I 国民年金保険料クレジットカード納付の流れ



図Ⅱ クレジットカード納付に係る帳票について

帳票名	使用目的等
国民年金保険料 クレジットカード 納付(変更)申出書	被保険者がカード納付の申出(変更)を行う様式 社会保険事務所及び市町村窓口を設置
国民年金保険料 クレジットカード 納付辞退申出書	被保険者がカード納付の辞退を行う様式 社会保険事務所及び市町村窓口を設置
国民年金保険料 クレジットカード納付 有効性確認結果通知書	被保険者からカード納付の申出があった場合、事前にカード会社に対してカードの有効性を確認する。 有効性が確認できなかった場合に、(有効期限切れ、利用限度額超過等)その旨を被保険者あてに通知する様式。(この場合は直前の納付方法が継続する)
国民年金保険料 クレジットカード納付 開始・変更・辞退通知書	カードの有効性が確認できた場合は、被保険者あてにカードの納付の承認を通知(カード変更含む)する。 また、辞退の申し出があった場合も、当該様式により通知する。 ※カード納付承認後においても、納付期毎にカード有効性の事前確認を行う。2回目以降にカード有効性が確認できない場合は、その旨を記載した納付書を被保険者あて送付することにより現金納付へ切替する。
国民年金保険料 クレジットカード 納付振替額通知書	毎年度の保険料額(振替額)を被保険者あてに通知する様式

知っていましたか？

国民年金保険料の前納はこんなにお得です！

国民年金第1号被保険者の月々の保険料は14,100円(平成19年度)です。保険料を前払い(前納)すると保険料が安くなります。口座振替はさらに保険料が安くなります。

納付方法	1ヶ月分(※1)	6ヶ月分(※2)	1年分(※3)
現金支払(月々)	14,100円	84,600円	169,200円
現金支払(前納) 【割引額】		83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】
クレジットカード(前納) 【割引額】		83,910円 【690円】	166,200円 【3,000円】
口座振替(前納) 【割引額】	14,050円 【50円】	83,640円 【960円】	165,650円 【3,550円】

口座振替で1年度分を前納すると3,550円のおトクです

- ※1. 口座振替には1ヶ月の前納制度があります。通常の振替日は翌月末ですが、当月末の振替にすると、月々の保険料が50円安くなります。
- ※2. 6ヶ月分の前納は、4月から9月分までの保険料を当年4月末までに納め、10月分から翌年3月分までの保険料を当年10月末までに納めます。(口座振替の場合は、それぞれ4月末または10月末に振り替えます。)
- ※3. 1年分の前納は、4月分から翌年3月分までの保険料を当年4月末までに納めます。(口座振替の場合は、4月末に振り替えます。)

(注1) 月末が休日の場合は、翌営業日が振替日または納付期限となります。

(注2) 6ヶ月、1年以外でも現金によりご希望日から翌年3月までの前納も可能です。

口座振替の前納の申し込みはお早めに！

口座振替のお申し込みは、預貯金口座をお持ちの金融機関(郵便局を含む)の窓口、または、社会保険事務所(郵送も可)で受け付けています。

問い合わせ先

本 庁 税務住民課国保年金係 内線 519
 総合支所 税務住民課住民係 内線 752
 玉名保険事務所 ☎0968・74・1611